

県南広域振興局長告示第40号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年4月9日

県南広域振興局長 小 島 純

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370500100	社会福祉法人宇津野会	湯本指定通所介護事業所	花巻市金矢第5地割435番地1	令和6年4月30日